

令和 3 年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰推薦資料

- 神奈川県青少年育成活動推進者表彰 要綱及び実施細目 p. 1-2
- 神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書様式 p. 3
- 令和 3 年度推薦記入上の留意事項 p. 4-5
- 令和 3 年度記入例・記入要領 p. 6-7
- (参考) 各市町村への依頼文 p. 8
- (参考) 応募リーフレット p. 9-10

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱

1 目的

生業のかたわら、青少年健全育成活動の推進力として、奉仕に努力を傾けている個人に対し、神奈川県青少年問題協議会が感謝の意を表わし青少年健全育成活動の発展に資する。

2 対象

県内の青少年の健全育成に熱意をもってあたり、その業績が特に顕著な民間の個人。ただし、公務員であっても職務以外において実践しているものは対象とすることができる。

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 勤労青少年の福祉増進に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の事績があったもの。

4 表彰候補者

- (1) 市町村青少年問題協議会会長が県青少年問題協議会会長に推薦するもの。
- (2) 県青少年問題協議会会長が認めるもの。

5 表彰者の決定

県青少年問題協議会会長は、前項の表彰候補者について協議会の審議を経て表彰者を決定する。

附 則

この要綱は、昭和47年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年8月1日から施行する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰実施細目

神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（以下「要綱」という。）に基づく表彰の実施細目を、次のとおり定める。

1 表彰候補者の割当

各年度の表彰者数は、予算の範囲内とし以下の基準に基づき、各市町村ごとに推薦枠を設定することとする。

- (1) 全ての市町村から1名以上の推薦枠を確保する。
- (2) 市町村ごとの割当数は、人口比により割り当てをする。
- (3) 人口比1%につき1名を割り当て、小数点以下を切り捨てとするが、1%未満の市町村についても1名ずつ割り当てる。
- (4) 昨年までの実績等を勘案して必要な調整を行い割り当てをする。

2 実施予定日

1月下旬から2月上旬頃

3 実施内容

神奈川県青少年問題協議会会長から、記念品を添えて感謝状を贈呈する。

4 表彰の対象となる者

要綱2に掲げる個人で、概ね20歳以上の者を対象とする。ただし、神奈川県青少年問題協議会の委員は除外する。

5 表彰の対象となる事績・功労

要綱3に掲げる事績・功労は原則として、表彰を行う前年度の8月1日から当該年度の7月31日までに行われたものを対象とする。

6 表彰候補者の推薦

要綱4に定める市町村青少年問題協議会会長等からの推薦は、「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」（別紙）によるものとし、その提出は、9月中旬までに行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成18年7月7日より施行する

附 則

この実施細目は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この実施細目は、平成26年7月1日より施行する。

附 則

この実施細目は、令和3年6月1日より施行する。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書

(市町村名)

ふりがな		男 女	生年 月日	大昭平 年 月 日 (満 歳)
現住所	〒 ————— 電話 () —			
職業 及び 勤務先	会社員 ・ 自営業 ・ 無職 ・ 学生 ・ その他 () 電話 () —			
表彰事績 の概要	表彰要綱3 (表彰事項) 第 号該当			
活動及び業績 の内容を具体的 に記入する				
現在の役職 所属団体等				
略歴 (活動歴)				
賞罰				
推薦者 の意見				

令和 年 月 日

推薦者

氏名

表彰事務担当者 殿

神奈川県青少年問題協議会
青少年育成活動推進者表彰担当

令和3度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の
推薦に当たっての留意事項について

- ・ 「神奈川県青少年育成活動推進者表彰」は、「神奈川県青少年育成功労者表彰」（知事表彰）の前提要件となっていますので、十分配慮してください。（＜参考②＞参照）
- ・ 推薦割当数の範囲内で推薦してください。
- ・ 子ども会や青少年指導員などの従来の青少年指導者層にこだわらず、地域で様々な分野で青少年育成活動を展開している方の推薦についても配慮してください。
- ・ 青少年の主体的な活動を奨励する意味から、地域のグループ等において指導的な役割を担っている若い力の推薦についても配慮してください。
- ・ 公務員の推薦は、要綱上対象からはずされているわけではありませんが、特に青少年行政関係者は、職務と職務以外との区別が判断しにくいので、できるだけ避けてください。（職業が公務員の方については、後日、職務と関係のない活動をもつての推薦か否か確認させていただく場合があります）
- ・ 青少年健全育成分野における上位の表彰（健全育成分野での県民功労者表彰等）を受けた方は推薦の対象から除外してください。
- ・ できるだけ多くの育成者を表彰し、育成活動を奨励する意味から、過去の受賞者は、原則として除外し、ジェンダーバランスについても考慮してください。
- ・ 推薦書の取扱いについては、表彰候補者本人が直接記入することのないよう、特にご注意ください。
- ・ 推薦書ご記入の際は、別紙「推薦書記入例」及び「記入要領」をご参照ください。

- ・ なお、NPO団体等で青少年健全育成活動に従事されている方についても、積極的に推薦していただきたいと考えていますので、該当がありましたら、推薦割り当て数にこだわらずご相談くださるようお願いいたします。（NPO団体等活動例：居場所づくり、ひきこもりへの支援等）
- ・ 昨年度、推薦いただいた受賞者の方の電話番号が間違っていたため、関係のない方に迷惑をおかけした事例がありました。このようなことのないよう、出来る範囲で構いませんので、氏名、住所、電話番号を十分確認の上、推薦いただくようお願いいたします。

＜参考①＞ 神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（抜粋）

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 勤労青少年の福祉増進に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大な事績があったもの。

<参考②>神奈川県青少年育成功労者表彰実施要領（抜粋）
（推薦基準）

2 要綱第2条に定める表彰候補者の推薦基準は、次の要件のとおりとする。

(1) 個人

要綱第2条各号のいずれかの活動に通算して15年以上従事し、現在も引き続き活動している者で、過去に神奈川県青少年問題協議会会長表彰(感謝状)※を受賞している者。

※神奈川県青少年育成活動推進者表彰のことです。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課 調整グループ 宿本

電話(045)210-1111 (内 3837)

ファクシミリ(045)210-8841

【推薦書記入例】 ※裏面の記入要領もご参照ください。

神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書

(市町村名 ○○○市)

ふりがな	かながわ たろう	(男)	大	38年 7月 1日
氏名	神奈川 太郎	女	昭平	(満 58 歳)
現住所	〒○○○-×××× ○○市○○町1-1-1 電話 (0400) 00-1234			
職業 及び 勤務先	会社員 ・ <u>自営業</u> ・ 無職 ・ 学生 ・ その他() 電話 (0400) 00-9999			
表彰事績 の概要	表彰要綱3 (表彰事項) 第 1, 4 号該当			
活動及び業績 の内容を具体的 に記入する	<p>○○地区子ども会育成者の中心的指導者として、地域の青少年育成組織間の連絡調整活動に努めるとともに、日ごろから声かけ運動を実践するなど、青少年の非行防止活動を積極的に展開した。</p> <p>令和2年8月 サマーキャンプなど、○○市子ども会連絡協議会の企画運営を行った。</p> <p>令和2年10月 ○○地区秋の運動会実行委員長として運動会を開催し、青少年の地域活動への参加を促進した。</p> <p>令和2年12月 全市一斉パトロール実施。</p> <p>令和3年2月 ○○地区非行防止大会実行委員長として同大会を開催した。</p> <p>令和3年5月 ○○市子どもの日大会実行委員として同大会を実施した。</p> <p>その他、日ごろから声かけ運動などを実践している。</p>			
現在の役職 所属団体等	○○市子ども会連絡協議会・企画運営委員 ○○市△△町子ども会・会長 ○○市青少年指導員			
略歴 (活動歴)	平成11年4月～ ○○市青少年指導員 平成11年4月～平成15年3月 ○○市△△町子ども会・役員 平成14年4月～ ○○市子ども会連絡協議会・企画運営委員 平成16年3月～ ○○市△△町子ども会・会長 平成17年3月～平成19年3月 ○○市○○町非行防止大会実行委員会・委員 平成19年4月～平成21年3月 ○○市○○町非行防止大会実行委員会・副委員長 平成21年4月～ ○○市○○町非行防止大会実行委員会・委員長			
賞罰	平成16年7月 ○○市教育委員会 青少年育成功労者賞 受賞			
推薦者の意見	青少年の健全育成の重要性を深く認識し、多年にわたり青少年指導員として本市の青少年の健全育成に尽力するとともに、子ども会役員等として、青少年の指導・文化活動等の支援や非行防止活動を積極的に推進しており、若手指導者として他の模範となっている。 また、その指導力や積極性は、温厚篤実な人柄と合わせ、地域や関係団体からの信頼も厚く、その功績は表彰に値するものである。			

令和3年9月○日

推薦者 ○○○市青少年問題協議会会長

氏名 ○○○ △△△

【推薦書記入要領】

- 市町村名：推薦協議会等の所属する市町村名を記入してください。
- ふりがな：表彰式で読み上げますので、正確に記入してください。
例：渡部（わたべ・わたなべ） 山崎（やまさき・やまざき） 中田（なかた・なかだ） など
- 氏名：戸籍記載上の文字を使用し、楷書で丁寧に記入してください。正字、俗字、旧字体、似た名前等にも注意してください。
例：「高橋と高崎・高橋」「将夫と將夫」「徳永と徳永」「吉沢と吉澤」「島崎と嶋崎・島崎」「菊池と菊地」「峰・峯・嶺・岑」 など
- 性別・年号：該当するものを○で囲んでください。
- 満年齢：令和3年7月31日現在で記入してください。
- 現住所：表彰通知、出欠確認は、はがきなどで直接連絡しますので、郵便番号も記入してください。
- **職業及び勤務先：該当するものを○で囲んでください。**
- 表彰事績の概要：次の表彰要綱3（表彰事項）の1～6号記載の事績のうち、表彰候補者の事績に該当するもの（複数でも可）を選んで記入してください。ひきこもり、不登校等青少年の支援にかかる事業については、その内容に応じて3号又は6号若しくは両者を選んでください。
 - (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
 - (2) 勤労青少年の福祉増進に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
 - (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
 - (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
 - (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大の事績があったもの。
- 活動及び業績の内容：令和2年8月1日～令和3年7月31日までの間における内容を具体的に記入してください。表彰候補者が公務員の場合、職務以外で実践している活動内容を明示してください。活動内容が業務（生業）として行っているものは、対象外です。
- 現在の役職・所属団体等：令和3年7月31日現在就いている青少年育成に関する役職・所属団体等の名称を記入してください。（複数でも可）
- 略歴（活動歴）：現在に至るまでの青少年育成に関する役職歴・団体役員歴・活動歴を、年代順に列記してください。過去に就任していたものも含みます。
- 賞罰：受賞等年月も記入してください。特にない場合は、「なし」と記入してください。
- 推薦者の意見：活動に対する評価や人柄等、表彰に値すると認められる旨を記入してください。
- 表彰候補者本人が直接記入することのないよう、ご留意願います。
- **青年層（20代）の活動にもご留意ください。**

(参考)

令和3年6月22日

各市町村青少年問題協議会会長 殿

神奈川県青少年問題協議会会長

令和3年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の推薦について（依頼）

本協議会の運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の表彰について、別添表彰要綱及び実施細目に基づき実施します。

については、貴会から 名 の表彰候補者を御推薦いただき、別添実施細目に定める「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」により、9月7日（火）までに神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課へ御提出くださるようお願いいたします。

なお、表彰式は、令和4年2月13日（日）に県立青少年センター紅葉坂ホールで実施する予定としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により中止することも考えられますことを申し添えます。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
青少年課調整グループ 宿本

電話(045)210-1111 内線 3837

ファクシミリ(045)210-8841

電子メール fm0214.4y8@pref.kanagawa.lg.jp



表彰の対象と種類

表彰の種類	対象	件数	副賞
① 大賞	子ども・子育て支援活動のモデルとなる実践的な活動で、地域の子どもや子育て家庭に対する貢献度が高いと認められるもの	1 件	20万円/件
② 奨励賞 <small>事業者部門 個人・団体部門</small>		各部門 数件	10万円/件
③ 草の根賞	地域に密着した活動により特にその実績が著しいと認められるもの	数件	4万円/件
④ 特別賞	複数の団体の連携・協働により特にその効果・実績が著しいと認められる活動及びネットワーク	1 件	15万円/件

※ 県内において、原則として令和3年4月1日現在で2年以上継続して表彰の対象となる活動に取り組んでいることが必要です。

※ ①～③は知事表彰、④は知事と神奈川県子ども・子育て支援推進協議会会長の連名表彰です。

応募方法

所定の応募(推薦)書に必要事項を記載のうえ、郵送してください。

▶ 郵送先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

▶ 応募書やこれまでの受賞団体については、次のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/shientaisyou.html>



かながわ 子ども・子育て支援 検索

応募締切

令和3年7月30日(金) (締切を延長しました)

※ 当日消印有効

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
TEL 045-210-4666 FAX 045-210-8956



神奈川県PRキャラクター
かながわモンタロー



神奈川県

KANAGAWA

表彰候補を募集します！



第15回

かながわ 子ども・子育て支援大賞

県では、事業者や個人・団体等が取り組む子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動に対して、毎年、かながわ子ども・子育て支援大賞として表彰しています。皆様が現在取り組まれている活動、あるいは、ご存知の素晴らしい活動について、是非ご応募ください。



神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

大賞 一般社団法人 ユガラボ



子どもからお年寄りまでの多世代が自由に過ごす「居場所」を中心に、多世代が共に学び対話する「多世代共創塾」、地域住民が得意なことを活かして講師となる「ゆがわらっこ大学」、共に食事を作り食卓を囲む「居場食堂」などのプログラムを実施し「あたたかな斜めの関係」を実現。また、湯河原町や大学、地域団体等と連携し、子どもたちのセルフティネットを確立している。

奨励賞 子ども学習支援グループ 須賀の寺子屋



小・中学生に無償で楽しい学習支援の場を提供するとともに、学習習慣の定着に資することで学力保障の一助とするため、将来、夢や希望を持って進級・進学できる子どもへの健全育成に「地域の教育力」を活かして取り組む。また、中高生ボランティアが小学生を教える学習支援活動や支援員の養成研修のほか、保護者からの相談にも対応している。

草の根賞 NPO法人 未来経験プロジェクト



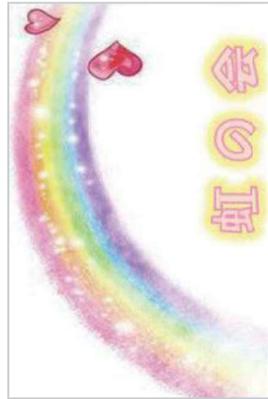
平塚市内4か所で、子ども食堂では珍しい朝食の提供を含む活動を展開しているほか、学習支援や職業・農業体験などの事業を実施し、「子どもたちが夢を描き、それを地域の大人が支える未来」の実現に向けて取り組んでいる。また、子どもの居場所を増やし、活動の裾野を広げるため県内企業・団体にモデルケースを示して事業の立ち上げを支援するなど、担い手の育成にも尽力している。

草の根賞 一般社団法人 ふらっとカフェ鎌倉



家庭環境、性別、年齢関係なく「誰も」が「ふらっ」と気軽に立ち寄れる、多世代交流型の食を通して居場所づくりを実現している。鎌倉市内初の移動式地域食堂を運営しながら、他の子ども食堂の立ち上げや運営を支援しているほか、鎌倉市と協力して構築したフードパントリーの仕組みにより各家庭への食料支援を行うなど、様々な地域貢献活動を行っている。

草の根賞 虹の会（口唇口蓋裂児の親の会）



長年にわたり、口唇口蓋裂児の保護者の、不安や悩みに寄り添い、支援活動が続いている。口唇口蓋裂児を育てた経験者が中心となり、情報交換会を通じて、同じ立場から、口唇口蓋裂児を育てる若い保護者たちの相談に応じているほか、育児不安を解消するための勉強会を開催して、子育てを支援している。

特別賞 横浜市中区医師会



外国人家庭における子どもの怪我や病気の発症は、保護者に大きな不安をもたらすことから、独自に作成した「22か国語に対応した来訪患者通訳表」を活用して症状の確認や説明を行うほか、医師自身が外国語を習熟することで、医師による通訳を実現し、不安の払しょくに努めている。また、医師による外国語を駆使しての支援は、乳幼児健診や学校保健の場などでも力を発揮している。